

ご契約にあたって

本書は株式会社ケーブルテレビ佐伯（以下「C T S」といいます）とサービスを受ける方（以下「加入者」または「契約者」といいます）との間の契約約款から主なものを抜粋したものです。契約に際しては契約約款をお読み下さい。

〈放送サービスについて〉

- チェック
☐ S T Bに付属のリモコンは消耗品扱いとなります。交換の場合は有償となる場合があります。
- チェック
☐ N H K放送受信料は基本月額利用料には含まれておりません。
- チェック
☐ アンドロイドTVのチャンネル調整は、お客様の対応となります。

〈インターネットについて〉

- チェック
☐ C T Sの提供するインターネット接続サービスは全てベストエフォート型（インターネット上のご利用状況により通信速度が変化する）サービスで、最低速度や平均速度を保証するものではありません。
- チェック
☐ オプションの追加・削除の際は手数料1,100円が必要です。
※キャンペーンによってサービスになる場合もあります。

〈ケーブルラインについて〉

- チェック
☐ ケーブルラインは「ソフトバンクテレコム株式会社 I P電話サービス契約約款」に基づきサービス提供されます。ケーブルラインのお申込にあたっては以下の資料を必ずご確認ください。
(I P電話サービス契約約款 <http://www.saiki.tv/phone/contract.html>)

〈注意事項〉

- チェック
☐ 本契約約款に定める別表3の特約については条件があります。条件が満たされない場合は、それぞれに定められた解約金が必要です。また、提供するサービスや、キャンペーンによって契約の条件が満たされる月が異なる場合があります。
- チェック
☐ 解約の場合加入契約金の払戻しはいたしません。
- チェック
☐ 加入者が解約の場合、日割り計算による精算はいたしません。
- チェック
☐ 天災等不測の事故によりサービスの停止、変更があってもその損害の賠償や利用料の返戻はいたしません。
- チェック
☐ 宅内設置機器はC T Sがお貸ししているものです。破損や紛失などされた場合、実費を負担していただきます。尚、解約・転居の場合はこれらの機器を返却していただきます。
- チェック
☐ 当社にて貸与している機器の撤去については、2,200円(税込)が必要となります。
- チェック
☐ 当社設備の保守又は工事、障害等やむを得ない場合にはサービスを中止する場合があります。
- チェック
☐ 加入者は加入契約を解除する場合は10日以上前に所定の用紙により申し出てください。
- チェック
☐ 加入者は長期の旅行や病気等やむを得ない事由に限りサービスの利用を一時的に休止できます。解約、休止の場合は原則として宅内設置機器および引込線は撤去いたします。撤去後のサービス再開に要する費用は加入者に負担していただきます。ただし休止期間が2ヶ月以内であれば宅内機器および引込線の撤去は行いません。
- チェック
☐ 料金の支払い遅延や利用に関わる契約者の義務に違反した場合等にはサービスの利用を停止する場合があります。また、契約者が当社のサービス業務に著しい支障を及ぼすと認められた場合等には、利用の停止をしないで契約を解除することがあります。
- チェック
☐ C T Sは約款の改定を行うことがあります。料金、その他提供条件は、変更後の約款によるものとします。
- チェック
☐ 提供するサービスやキャンペーンによって契約条件が満たされる月が異なる場合があります。
- チェック
☐ 契約されるお客様の状況により、料金のお支払い方法を当社にて指定をさせて頂く場合があります。
(クレジットカード払いなど)

 **株式会社ケーブルテレビ佐伯**

【連絡先】  **0120-20-9811** 【窓口営業時間】 平日(月～土) 9:00～17:30

確認日	年 月 日	お客様名	契約担当者名
-----	-------	------	--------